

保育室等：保育室、乳児室、ほふく室、遊戯室、便所

国 基 準

原 則	府省令 6条
<p>2階</p> <p>1階</p> <p style="text-align: center;">保育室等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 園舎は2階建以下 ■ 保育室等は1階に設置 	

例外① 保育室等を2階に設置できる場合	府省令 6条
<p>2階</p> <p>1階</p> <p style="text-align: center;">保育室等</p> <p style="text-align: center;">避難用設備等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 耐火建築物 ■ 避難用設備、転落防止設備等 	

論 点

保育室等の設置階について、2階以上への設置を認めるか。

都の対応方針（案）

国基準の設備要件【注】を満たす場合に保育室等の2階以上への設置を認める。

【注】
府省令で引用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準32条で定められる避難用設備等の設置要件

{

【例】 特別避難階段等の避難用設備
通行場所の転落防止設備等

}

ただし、3階以上に保育室等を設置する場合は、都として安全管理に関する【対応1・2】を求める。

【対応1】
計画策定から認可前の段階で、消防計画（火災・地震等に対する安全対策・避難方法等の計画）・消防設備についてあらかじめ管轄消防署への確認を求めるとともに、避難・消火訓練（※）の実施を求めていく。

※ 避難・消火訓練は、保育室等の設置階に関わらず、非常災害時の安全性確保の観点から、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条を準用し、現行水準並みの毎月1回の実施を求め、指導していく。

【対応2】
今後、国から保育室等を高層階に設置する場合の安全性に関する検討事項が通知される予定であり、当該通知を踏まえた内容を、都として事業者向けのガイドライン等に盛り込み、安全性の確保を求めていく。

例外② 0-2歳児の保育室等を3階以上に設置できる場合	府省令 6条
<p>3階以上</p> <p>2階</p> <p>1階</p> <p style="text-align: center;">0-2歳児 保育室等</p> <p style="text-align: center;">避難用設備等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 耐火建築物 ■ 避難用設備、転落防止設備、警報装置、居室不燃仕様等 	

例外③ 3歳以上児の保育室等を3階以上に設置できる場合	国通知 予定
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>3歳以上児に対する教育上の観点から、屋上園庭を備える場合に限り、保育室等の3階以上の設置を認めるもの。</p> </div> <p>3階以上</p> <p>2階</p> <p>1階</p> <p style="text-align: center;">園庭</p> <p style="text-align: center;">3歳以上児 保育室等</p> <p style="text-align: center;">避難用設備等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 耐火建築物 ■ 避難用設備、転落防止設備、警報装置、居室不燃仕様等 	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋上園庭の整備 ■ 屋上園庭が保育室等と同じ階又は保育室等のある階数の上下1階の範囲内に位置する場合 	